由布市若者定住住宅推進事業に係る説明会　次第

日時　令和８年９月４日（金）１４時～
場所　由布市役所本庁舎本館３階大会議室

１．開 会

２．庄内振興局長あいさつ

３．説　明
（１）事業概要

（２）申請～居住までの流れ

（３）今後の予定

（４）注意事項等

４．質疑応答

５．閉　会

由布市定住促進宅地の無償譲渡募集要項

１　趣旨

由布市庄内地域において、若者等に宅地を無償譲渡することにより、定住人口の増加を図り、活力あふれるまちづくりを推進します。

この要項は、由布市定住促進宅地の無償譲渡募集に関し、「由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例」及び「由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例施行規則」に定めるもののほか、必要な事項を定めています。

２　宅地の概要

住所	名称	区画数	１区画当たりの面積
由布市庄内町大龍２７０７番地５	風香る丘	１２区画	206 ㎡～256 ㎡ ※
上水道	汚水	電気	ガス
由布市水道	合併処理浄化槽	九州電力等	個別プロパン

※造成工事後面積が多少変動する可能性があります。

３　譲渡の対象者

（１）　次のいずれにも該当するものであること。

ア　申請者本人又はその配偶者が満４０歳未満の者又は１５歳未満の同居親族（１５歳に達する日以降の最初の３月３１日までにある者を含む。）を有する者

イ　申請者本人又はその配偶者が市外に居住している者（直前６月以内に本市に居住していた者を除く。）で、定住宅地に自己の住宅を建築し、住民登録をして定住しようとする者

（２）　定住宅地に１０年以上居住する意思のある者

（３）　税を完納していること。

（４）　居住しようとする者及び現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（５）　その他市長が対象者として適当と認める者であること。

4　申請に必要な書類

（１）　仮譲渡申請書

（２）　居住しようとする世帯員全員の戸籍及び戸籍の附票の写し

（３）　居住しようとする世帯員全員（１６歳未満の者を除く。）の直近の所得証明書（控除の内訳が分かるもの）

（４）　居住しようとする世帯員全員（１６歳未満の者を除く。）の直近の市町村税の完納証明又は市町村税の非課税証明書

（５）　確約書（印鑑証明書添付）

（６）　その他市長が必要と認める書類

5　申請方法

（１）申請書類は、由布市公式ホームページよりダウンロードしてください。

（２）申請書類は、下記の提出先にご持参いただくか、郵送により提出してください。郵送の場合は、受付期間内必着とします。

【提出先】〒879-5498　大分県由布市庄内町柿原３０２番地
由布市役所庄内振興局地域振興課

6　申請受付期間

申請の受付期間は、令和８年９月３０日（水）から令和８年１１月３０日（月）の午前９時から午後５時まで（土・日・祝日は除く）とします。

7　譲受人及び区画の決定方法

（１）申請書類を審査のうえ譲受人を決定しますが、応募者多数の場合は、抽選により決定します。なお、譲渡する区画は、応募者数にかかわらず抽選により決定します。

（２）辞退者が発生した場合に備えて、全ての応募者に抽選結果の順位を割り当てます。

（３）抽選日：令和８年１２月１８日（金）予定　※別途お知らせします。

8　継続募集の実施

今回の募集において、譲受人が決定しない区画がある場合は、継続募集とし受付順で譲受人を決定します。

9　協力要請事項

（1）住宅の建築について、可能な場合は由布市内建築業者も含めて検討してください。

（2）建築物等の色彩、形態及び意匠は良好な住宅地の調和を乱さないようにしてください。

（3）居住後は、自治会に加入するとともに、地域の行事に積極的に参加し、地域住民との交流を図ってください。

１０　その他注意事項

（1）土地の地盤調査や地盤改良等にかかる費用は、譲受人の負担で実施してください。

（2）宅地部分にコンクリート殻等が埋設されている可能性があります。造成工事施工時に確認できたものは撤去していますが、地盤改良等で撤去が必要な場合は、譲受人の負担で実施してください。

（3）水道、電気、ガスは譲受人が加入手続きを行ってください。なお、水道メーターの口径は１３ミリメートルとします。（水道加入負担金あり）

（4）合併処理浄化槽は、譲受人が設置してください。

（5）宅地の引き渡し後は、除草などの宅地の管理を行ってください。また、近隣に影響を及ぼす行為を行わないようにしてください。

（6）ゴミステーションや広場の清掃は、居住者同士で協力して行なってください。

（7）宅地の引き渡し後の隣接者との紛争等については、市では一切責任を負いません。

（8）申請に際しては、「由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例」及び「由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例施行規則」を必ず確認してください。

１１　お問い合わせ

由布市役所 庄内振興局地域振興課

TEL : 097-582-1113

E-mail : s_sinko@city.yufu.lg.jp

由布市公式ホームページ : https://www.city.yufu.oita.jp/newly/article_82947

由布市若者定住住宅推進事業フロー図

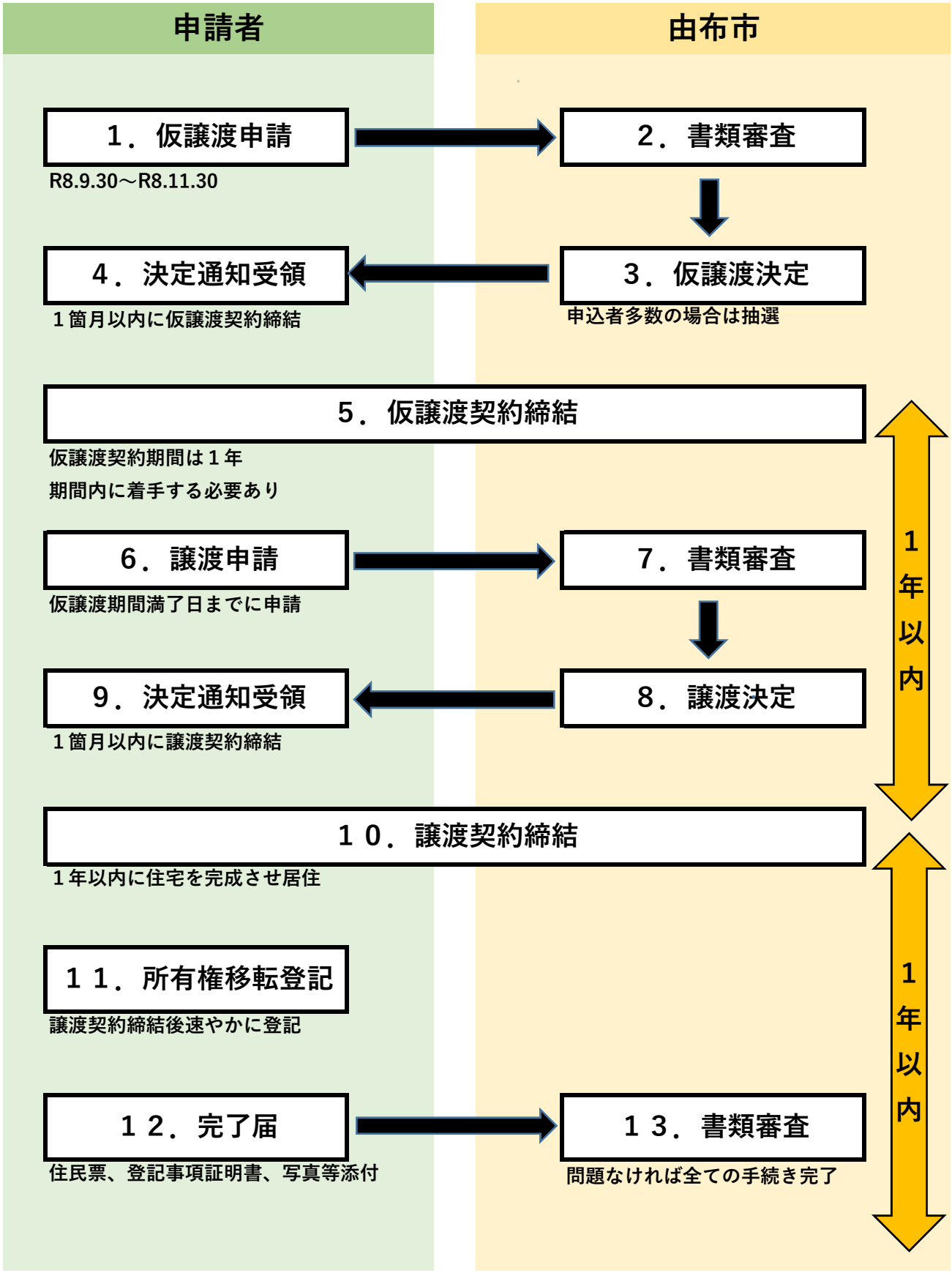

若者定住住宅推進事業スケジュール

【例】
①仮譲渡決定日　令和　９年４月　１日
②仮譲渡契約日　令和　９年４月２０日
③譲渡決定日　令和１０年４月　１日
④譲渡契約日　令和１０年４月２０日

年	令和8年				令和9年												令和10年												令和11年			
月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
宅地整備	**造成工事施工期間**						**分筆登記**	①R9.4.1 ②R9.4.20																								
仮譲渡申請 ～ 譲渡申請	**申請受付期間**			**抽選**				**仮譲渡期間** **（R10.4.20までに建築着手及び譲渡申請）**													③R10.4.1 ④R10.4.20											
所有権移転登記 ～ 住民登録																					**・所有権移転登記（R10.4.20以降速やかに）** **・住宅完成（R11.4.20まで）** **・住民登録（住宅完成後速やかに）**											

【仮譲渡申請用】

提出書類チェックリスト

	提出書類	チェック欄
1	本人確認書類（運転免許証等）　※窓口での提示のみ	□
2	由布市定住促進宅地仮譲渡申請書（両面印刷）	□
3	確約書（実印押印）	□
4	居住しようとする世帯員全員の戸籍	□
5	居住しようとする世帯員全員の戸籍の附票	□
6	居住しようとする世帯員全員(16歳未満の者を除く)の直近の所得証明書(控除の内訳がわかるもの)	□
7	居住しようとする世帯員全員(16歳未満の者を除く)の直近の市町村税の完納証明書又は市町村税の非課税証明書	□
8	印鑑証明書(3か月以内に発行されたもの)	□
9	外国籍の場合永住資格を証明できる書類（在留カード、特別永住者証明書）	□

※提出書類に不備がある場合は受付できません。

※提出書類は返却しません。ご自身でコピーのうえ原本を提出してください。

様式第１号(第４条関係)

年　　月　　日

由布市定住促進宅地仮譲渡申請書

由布市長　様

住　所
申請者　氏　名
電　話　　－　　－

由布市定住促進宅地の仮譲渡を受けたいので、由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1　申請者及び同居予定者の状況

	(フリガナ) 氏　　名	続柄	生年月日	年齢	職業	勤務先	勤務先の住所
申請者及び同居予定者		本人					

2　その他の事項(該当する項目に○をつけてください)

現在の住宅状況	借家、アパート、間借り、同居、公営住宅、その他(　　)
応募した理由 (複数回答可)	1　無償　2　住環境がよい　3　交通の便がよい 4　敷地が広い　5　勤務地が近い　6　その他(　　)
住宅建築着手予定･居住予定年月	住宅の建築着手予定年月　　年　　月頃 居住予定年月　　年　　月頃
希望区画番号	

※専用住宅を原則としますが、事務所等の併用を希望する場合は別途協議が必要となりますのでお知らせください。

(裏面に続く)

（裏）

誓約書兼同意書

私は、由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条件を理解した上で申請し、申請書に記入した事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）に該当する者であることが判明したときは、本申請が無効とされても異議ないことを誓約します。

また、市が申請条件の資格確認を行うに当たり、申請書に記入した項目及び市税等完納状況の調査並びに反社会的勢力であるか否かの確認のために関係機関へ照会がなされることについて同意します。

年　　月　　日

住所

申請者

氏名　　㊞

※添付書類

(1)　居住しようとする世帯員全員の戸籍及び戸籍の附票の写し

(2)　居住しようとする世帯員全員（16歳未満の者を除く。）の直近の所得証明書（控除の内訳がわかるもの）

(3)　居住しようとする世帯員全員（16歳未満の者を除く。）の直近の市町村税の完納証明書又は市町村税の非課税証明書

(4)　確約書（印鑑証明書添付）

確　　約　　書

私は、由布市定住促進宅地仮譲渡申請に当たり、由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例第7条第1項の規定により定住宅地の仮譲渡を決定された場合、下記の事項について確約します。

記

仮譲渡期間内に自己の住宅の建築に着手します。

年　　月　　日

住所
申請者
氏名　　㊞

※添付書類　　印鑑証明書(3か月以内に発行されたもの)

由布市内建築業者一覧

	商号または名称	所在地	コメント
1	飯田建築	由布市湯布院町川上718-3	新しい暮らしを始める皆さまへ 由布市を拠点に自社大工による一貫施工で住まいづくりを行う工務店です。長く安心して暮らせる住まいをご提案します。
	電話番号	**ホームページアドレス**	
	0977-85-2247	https://www.mookmookhome.jp	
2	**商号または名称**	**所在地**	**コメント**
	株式会社 ONハウジング	由布市挾間町谷1113	丁寧な対応で設計から施工・アフターまでお付き合い頂けます様に精一杯努めます。こだわりの家作りに自信があります。
	電話番号	**ホームページアドレス**	
	097-574-6696	—	
3	**商号または名称**	**所在地**	**コメント**
	株式会社 角田建設	由布市庄内町柿原270	由布市で創業８０年の角田建設です。木造注文住宅を安心の品質で設計・施工しております。万全のアフターフォローで、理想の住まいを実現いたします。
	電話番号	**ホームページアドレス**	
	097-582-0367	http://www.kakudakensetu.com	
4	**商号または名称**	**所在地**	**コメント**
	喜誠建設	由布市湯布院町川上3766-3	小さな会社ですが、皆さんの力を借りて心を込めて楽しく一緒に家づくりをして行きたいです。
	電話番号	**ホームページアドレス**	
	090-1874-9054	—	
5	**商号または名称**	**所在地**	**コメント**
	株式会社 クラシカ	由布市挾間町向原16	㈱クラシカは、住まいや空間づくりをもっと身近に、もっと楽しくする会社です。デザインから施工まで、気軽に相談できるパートナーを目指しています。
	電話番号	**ホームページアドレス**	
	097-576-8801	https://clsc.jp/	

※この一覧は掲載希望のあった事業者を五十音順に掲載しています。

由布市内建築業者一覧

	商号または名称	所在地	コメント
6	有限会社 首藤建設	由布市挾間町向原335-1	地元由布市の建設事業者です。地域の為に頑張っています。
	電話番号	**ホームページアドレス**	
	097-583-0157	―	
	商号または名称	**所在地**	**コメント**
7	簑原工務店	由布市挾間町赤野784-8	日本の風土に合った手刻み木組み土壁の「伝統構法」の家づくりをしています。新築・リフォーム・その他小さなことからお気軽にご相談ください。
	電話番号	**ホームページアドレス**	
	097-529-9902	https://minohara-koumuten.jimdosite.com/	簑　原　工　務　店
	商号または名称	**所在地**	**コメント**
8	株式会社 Y.Sクリエイト	由布市挾間町下市316-8	私たちは「技術力と信頼で未来を創る」を大事にし、全てのお客様に安全安心で快適な暮らしを提供するため日々努力しています。
	電話番号	**ホームページアドレス**	
	097-583-0201	http://ys-create-company.com	

※この一覧は掲載希望のあった事業者を五十音順に掲載しています。

○由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例

令和７年６月３０日
条例第２４号

（目的）

第１条　この条例は、定住人口の増加を図るため、市が造成した宅地（以下「定住宅地」という。）を若者等に無償譲渡することにより、活力あふれるまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「住宅」とは、簡易な仕様又は構造のものを除く専用住宅（生活するために必要な居住部分として玄関、台所、トイレ、浴室及び居室を有し、延べ面積５０平方メートル以上の建築物）とする。ただし、市長が必要と認める場合は、居住部分の延べ面積未満の事務所等（これらの用途に供する部分の延べ面積の合計が５０平方メートルを超えるものを除く。）と併用することができる。

（定住宅地の位置及び名称）

第３条　定住宅地の位置及び名称は、規則で定める。

（譲渡の対象者）

第４条　定住宅地の譲渡の対象者は、市に定住を希望し、かつ、定住宅地に自己の住宅を建築しようとする者で、次の要件を全て満たすものとする。なお、定住宅地の譲渡は、１世帯につき１区画とする。

（１）　第６条の規定による仮譲渡の申請時において、次のいずれにも該当するものであること。

ア　申請者本人又はその配偶者が満４０歳未満の者又は１５歳未満の同居親族（１５歳に達する日以降の最初の３月３１日までにある者を含む。）を有する者

イ　申請者本人又はその配偶者が市外に居住している者（直前６月以内に本市に居住していた者を除く。）で、定住宅地に自己の住宅を建築し、住民登録をして定住しようとする者

（２）　定住宅地に１０年以上居住する意思のある者

（３）　税を完納していること。

（４）　居住しようとする者及び現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（５）　その他市長が対象者として適当と認める者であること。

（用途指定）

第５条　定住宅地の用途は、前条に規定する自己の住宅の用に供するものに限る。

２　前項の用途の指定期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別な事

情があると認めるときは、この限りでない。

（１）　仮譲渡を開始してから１年以内

（２）　譲渡してから１０年

（仮譲渡の申請）

第６条　定住宅地の仮譲渡を受けようとする者（以下「仮譲渡申請者」という。）は、規則で定める仮譲渡申請書を市長に提出しなければならない。

（仮譲渡の決定及び契約）

第７条　市長は、前条の仮譲渡申請書を受理したときは、これを審査し、定住宅地の仮譲渡の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により仮譲渡の可否を決定したときは、速やかにその内容を前条の仮譲渡申請者に対して通知するものとする。

３　前項の規定により仮譲渡の決定の通知を受けた者（以下「借受人」という。）は、決定の通知日から１月以内に規則で定めるところにより仮譲渡契約を締結しなければならない。

（仮譲渡に要する費用）

第８条　定住宅地の仮譲渡に要する費用は、借受人の負担とする。

（仮譲渡契約期間）

第９条　定住宅地の仮譲渡契約期間は、仮譲渡契約の日から１年とし、借受人は、仮譲渡契約期間内に自己の住宅の建築に着手しなければならない。

（譲渡の申請）

第１０条　借受人は、仮譲渡契約期間満了日までに規則で定める譲渡申請書を市長に提出しなければならない。

２　譲渡の申請ができる者（以下「譲渡申請者」という。）は、当該借受人とする。ただし、定住宅地の譲渡後、借受人の配偶者又は１親等以内の親族と共有を希望する場合は、連名での申請ができるものとする。

（譲渡の決定及び契約）

第１１条　市長は、前条の譲渡申請書を受理したときは、これを審査し、譲渡の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により譲渡の可否を決定したときは、速やかにその内容を前条の譲渡申請者に対して通知するものとする。

３　定住宅地の譲渡の決定の通知を受けた者（以下「譲受人」という。）は、決定の通知日から１月以内に規則で定めるところにより、譲渡契約を締結しなければならない。

（譲渡価格）

第１２条　定住宅地の譲渡価格は、無償とする。

（居住）

第１３条　譲受人は、譲渡契約の日から１年以内に自己の住宅を完成させ、住宅の

完成後は速やかに譲受人及び同居する者は、住民登録をして居住しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（所有権移転登記）

第１４条　譲受人は、第１１条第３項の規定による譲渡契約を締結した後、速やかに所有権移転登記を行うものとする。

２　前項の規定に係る費用、公租公課等は、譲受人の負担とする。

３　第１６条第２項の規定により返還を命じた場合の所有権移転に関する費用、公租公課等は、譲受人の負担とする。

（禁止事項）

第１５条　借受人又は譲受人は、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　市長の許可なく仮譲渡又は譲渡を受けた土地の権利を第三者に転貸又は譲渡すること。

（２）　市長の許可なく仮譲渡又は譲渡を受けた土地を第５条に規程する用途以外の用途に使用すること。

（３）　その他社会通念上、第三者に著しく迷惑を及ぼすと認められる行為をすること。

（契約の解除）

第１６条　市長は、借受人又は譲受人に第４条第４号に違反する行為があったと認めるときは、仮譲渡契約又は譲渡契約を取り消し、土地の原状回復及び返還を命ずることができる。ただし、市長が残置を認める場合は、その指定物に限り残置することができる。この場合において、借受人又は譲受人に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

２　市長は、借受人に第９条に違反する行為又は前条各号のいずれかに該当する行為があったと認めるときは、催告の手続を要しないで仮譲渡契約を解除し、土地の原状回復及び返還を命ずることができる。ただし、市長が残置を認める場合は、その指定物に限り残置することができる。この場合において、借受人に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

３　市長は、第１４条第１項の規定による所有権移転をした後に、第１３条に違反する行為若しくは前条各号のいずれかに該当する行為があったと認めるとき、又は譲受人が資格を偽る等不正な行為により当該宅地を取得したと認められるときは、譲渡契約を取り消し、土地の原状回復及び返還を命ずることができる。ただし、市長が残置を認める場合は、その指定物に限り残置することができる。この場合において、譲受人に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

（違約金）

第１７条　市長は、借受人又は譲受人の一方的な都合又は前条各項により仮譲渡契約若しくは譲渡契約を解除したときは、規則で定めるところにより違約金を徴収

するものとする。

２　市長は、不測の事態その他やむを得ない事由が生じたと認める場合に限り、違約金を免除することができる。

（特例）

第１８条　この条例による住宅の譲渡については、由布市有財産条例（平成１７年条例第７１号）及び由布市財産規則（平成１７年規則第５３号）の規定を適用しない。

（委任）

第１９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による譲渡等に係る必要な手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

○由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例施行規則

令和８年７月１日

規則第３６号

（趣旨）

第１条　この規則は、由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例（令和７年条例第２４号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定住宅地の位置及び名称）

第２条　条例第３条の定住宅地の位置及び名称は、別表のとおりとする。

（用途の指定期間及び居住開始日の延長）

第３条　条例第５条第２項及び第１３条の規定において、市長がやむを得ない特別な事情があると認める時には、用途の指定期間及び居住開始日の延長を認めることができる。

（仮譲渡の申請）

第４条　条例第６条の規定による仮譲渡の申請は、由布市定住促進宅地の仮譲渡申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（１）　居住しようとする世帯員全員の戸籍及び戸籍の附票の写し

（２）　居住しようとする世帯員全員（１６歳未満の者を除く。）の直近の所得証明書（控除の内訳が分かるもの）

（３）　居住しようとする世帯員全員（１６歳未満の者を除く。）の直近の市町村税の納税証明書又は市町村税の非課税証明書

（４）　確約書（印鑑証明書添付）

（５）　その他市長が必要と認める書類

（仮譲渡の決定通知）

第５条　条例第７条第２項の規定による仮譲渡の決定の通知は、由布市定住促進宅地仮譲渡決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（仮譲渡の契約）

第６条　条例第７条第３項に規定する仮譲渡契約は、仮譲渡期間、建築規制その他定住宅地の仮譲渡に必要な事項を記載した契約書により行うものとする。

（無償譲渡の申請）

第７条　条例第１０条第１項の規定による譲渡の申請は、由布市定住促進宅地譲渡申請書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（１）　誓約書（印鑑証明書添付）

（２）　住宅建築に係る工事請負契約書の写し

（３）　前号の契約に関する金融機関の融資が確認できる書類又は支払能力が確認できる書類
（４）　住宅の配置図、立面図及び平面図
（５）　その他市長が必要と認める書類

（譲渡の決定及び契約）

第８条　条例第１１条第２項の規定による譲渡の決定の通知は、由布市定住促進宅地譲渡決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

２　条例第１１条第３項に規定する譲渡契約は、建築規制その他定住宅地の譲渡に必要な事項を記載した契約書により行うものとする。

（完了の届出）

第９条　譲受人は、住宅の建築が完了し、居住を開始したときは、完了届（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。
（１）　居住する世帯員全員の住民票の写し
（２）　建物の引渡しが確認できる書類の写し
（３）　住宅の登記事項証明書
（４）　住宅の配置図、立面図及び平面図（変更があった場合に限る。）
（５）　住宅の全景写真
（６）　その他市長が必要と認める書類

（違約金）

第１０条　条例第１７条第１項の違約金の金額は、契約書に基づく面積に１㎡あたり２，９００円を乗じたものとする。

（建築の条件）

第１１条　譲受人は、住宅の建築に際し、次に掲げる条件を遵守しなければならない。
（１）　宅地の地盤面の高さは、仮譲渡契約締結時の地盤面（以下「現状地盤面」という。）とし、これを変更しないこととする。
（２）　住宅は１区画に１戸建とする。
（３）　住宅の建築面積の敷地面積に対する割合は、１０分の５以下とする。
（４）　住宅の延べ面積の敷地面積に対する割合は、１０分の１０以下とする。
（５）　住宅の高さは、各区画の現状地盤面より１０メートル以下とする。
（６）　住宅の外壁、物置、車庫その他これに類するものから敷地境界線までの距離は、１メートル以上後退しなければならない。

（７）　隣地境界に設置する垣、柵、塀その他これに類するものの高さは、現状地盤面から２メートル以下とする。

（８）　前項各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合は、その他の条件を付すことができる。

（その他）

第１２条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する

別表（第２条関係）

定住宅地の名称	位置	区画数
風香る丘	由布市庄内町大龍２７０７番地５	１２

由布市定住促進宅地仮譲渡契約書

由布市定住促進宅地の無償譲渡等に関する条例（令和７年由布市条例第２４号。以下「条例」という。）第７条第３項及び由布市定住促進宅地の無償譲渡等に関する条例施行規則（令和８年由布市規則第３６号。以下「規則」という。）第６条の規定に基づき、貸渡人　由布市（以下「甲」という。）、借受人　　（以下「乙」という。）と連帯保証人　　（以下「丙」という。）は、次の条項により定住宅地の仮譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（土地の表示）

第１条　甲は、次に掲げる定住宅地を無償で乙に貸し付ける。

所在及び地番	地目	面積
由布市庄内町大龍	宅地	㎡

（定住宅地の貸付）

第２条　甲は、本契約をもって、乙に対し定住宅地を貸し付ける。

（用途の指定及び貸付期間）

第３条　乙は、定住宅地を自己の住宅建築の用に供しなければならない。

２　定住宅地の貸付期間は、本契約の日から　　年　　月　　日までとする。

ただし、甲が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（建築の着手）

第４条　乙は、条例第９条の規定により、本契約期間内に自己の住宅の建築に着手し、条例第１０条の規定による譲渡申請書を提出しなければならない。

ただし、甲が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（禁止事項）

第５条　乙は、甲の承認を得ずに定住宅地を第三者に転売し、転貸し、又は譲渡してはならない。

２　乙は、甲の承認を得ずに、宅地を他の用途に使用してはならない。

３　乙は、社会通念上第三者に迷惑を及ぼすと認められる行為をしてはならない。

（定住宅地の現状変更）

第６条　乙は、宅地の現状を変更しようとするときは、他の区画の住環境への影響がないよう配慮するとともに、あらかじめその理由を明記した書面を提出し、甲の承認を得なければならない。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙が資格を偽る等不正な行為により定住宅地の貸付を受けたと認められるとき、又は条例、規則及び本契約に違反したときは、本契約を解除することができる。

２　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けても、甲に対し、その補償を請求できないものとする。

（違約金）

第８条　甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙は、規則第１０条の規定により算出した額を違約金として甲に支払わなければならない。

（定住宅地の返還）

第９条　乙は、第７条の規定により、契約の解除がなされたときは、自己負担において甲の指定する期日までに、定住宅地を契約時の状態に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が残置を認める場合は、その指定物に限り残置することができる。この場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わない。

（定住宅地改良費等の請求）

第１０条　乙は、第７条の規定により契約が解除された場合において、自身が定住宅地に投じた改良費等の有益費、修繕等の維持費その他の費用については、これを甲に請求することができないものとする。

（損害賠償）

第１１条　乙は、本契約に規定する事項を履行しないために甲に

損害を与えた場合は、その損害を補償するものとする。

（契約不適合責任）

第１２条　乙は、本契約成立後、定住宅地に数量不足又は契約不適合があることを発見しても、甲に対して異議の申立て、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

（契約の費用）

第１３条　契約の締結及び履行に際して必要な費用は、すべて乙が負担するものとする。

（建築の条件）

第１４条　乙は、良好な住環境を維持するため、規則第１１条の規定を遵守しなければならない。

（借受人の責務）

第１５条　乙は、良好な住環境を維持するため、定住宅地内の環境美化に努めるとともに、公共区域の環境美化に協力するよう努めなければならない。

（契約の疑義）

第１６条　契約の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

（契約の発効）

第１７条　この契約の効力は、契約締結の日から生ずるものとする。

（保証の範囲）

第１８条　丙は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を極度額　　円の範囲内で連帯して保証する。

（情報確認）

第１９条　乙は、丙に対して、本契約に先立ち下記の項目について情報の提供を行い、丙は情報の提供を受けたことを確認する。

（１）　乙の財産及び収支の状況

（２）　乙が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

（３）　乙が主債務について甲に担保を提供していない事実

以上、本契約締結の証としてこの契約書を３通作成し、甲乙丙の記名押印のうえ、甲乙丙で各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　由布市庄内町柿原３０２番地

由布市長　　相馬　尊重

乙　　住所

氏名　　㊞

丙　　住所

氏名　　㊞

由布市定住促進宅地譲渡契約書

由布市定住促進宅地の無償譲渡等に関する条例（令和７年由布市条例第２４号。以下「条例」という。）第１１条及び由布市定住促進宅地の無償譲渡等に関する条例施行規則（令和８年由布市規則第３６号。以下「規則」という。）第８条第２項の規定に基づき、譲渡人　由布市（以下「甲」という。）、譲受人　　（以下「乙」という。）と連帯保証人　　（以下「丙」という。）は、次の条項により定住宅地の譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（土地の表示）

第１条　甲は、次に掲げる定住宅地を無償で乙に譲渡する。

所在及び地番	地目	面積
由布市庄内町大龍	宅地	㎡

（定住宅地の引渡し）

第２条　甲は、本契約を締結した後、乙に対し定住宅地の所有権移転登記に同意し、これを引き渡すものとする。ただし、甲の特別な事情により乙への引渡しが遅延する場合は、この限りでない。

（用途の指定）

第３条　乙は、定住宅地を自己の住宅の用に供しなければならない。

２　前項の用途の指定期間は、本契約を締結してから１０年とする。ただし、甲が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（居住）

第４条　乙は、条例第１３条の規定により、契約締結後１年以内に自己の住宅を完成させ、乙及び同居する者は住民登録をして居住しなければならない。ただし、甲が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（住宅完成の遅延）

第５条　乙は、天災その他やむを得ない理由により住宅完成が遅延する場合は、甲の承認を得なければならない。

（定住宅地の維持管理）

第６条　乙は、善良な管理者としての注意をもって、定住宅地の維

持管理をしなければならない。

（禁止事項）

第７条　乙は、甲の承認を得ずに定住宅地を第三者に転売し、転貸し、又は譲渡してはならない。

２　乙は、甲の承認を得ずに、宅地を他の用途に使用してはならない。

３　乙は、社会通念上第三者に迷惑を及ぼすと認められる行為をしてはならない。

（定住宅地の現状変更）

第８条　乙は、定住宅地の現状を変更しようとするときは、他の区画の住環境への影響がないよう配慮するとともに、あらかじめその理由を明記した書面を提出し、甲の承認を得なければならない。

（契約の解除）

第９条　甲は、乙が資格を偽る等不正な行為により定住宅地を取得したと認められるとき、又は条例、規則及び本契約に違反したときは、本契約を解除することができる。

２　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けても、甲に対し、その補償を請求できないものとする。

（違約金）

第１０条　甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙は規則第１０条の規定により算出した額を違約金として甲に支払わなければならない。

（定住宅地の返還）

第１１条　乙は、第９条の規定により契約の解除がなされたときは、自己負担において甲の指定する期日までに、定住宅地を契約時の状態に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が残置を認める場合は、その指定物に限り残置することができる。この場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わない。

２　乙は、前項に定めるところにより、定住宅地を甲に返還するときは甲の指定する期日までに、定住宅地の所有権の移転に必要な書類を提出しなければならない。

（定住宅地改良費等の請求）

第１２条　乙は、第９条の規定により契約が解除された場合において、自身が定住宅地に投じた改良費等の有益費、修繕等の維持費その他の費用については、これを甲に請求することができないものとする。

（損害賠償）

第１３条　乙は、本契約に規定する事項を履行しないために甲に損害を与えた場合は、その損害を補償するものとする。

（契約不適合責任）

第１４条　乙は、本契約成立後、定住宅地に数量不足又は契約不適合があることを発見しても、甲に対して異議の申立て、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

（契約の費用）

第１５条　契約の締結及び履行に際して必要な費用は、すべて乙が負担するものとする。

（所有権移転登記の費用等）

第１６条　定住宅地の所有権移転登記に関し、必要な経費及び登記後の公租公課は、乙の負担とする。

（建築の条件）

第１７条　乙は、良好な住環境を維持するため、規則第１１条の規定を遵守しなければならない。

（居住者の責務）

第１８条　乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　良好な住環境を維持するため、定住宅地内の環境美化に努めるとともに、公共区域の環境美化に協力すること。

（２）　自治会に加入するとともに、地域の行事に積極的に参加し、地域住民との交流を図ること。

（契約の疑義）

第１９条　契約の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

（契約の発効）

第２０条　この契約の効力は、契約締結の日から生ずるものとする。

（保証の範囲）

第２１条　丙は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を極

度額　　円の範囲内で連帯して保証する。

（情報確認）

第２２条　乙は、丙に対して、本契約に先立ち下記の項目について情報の提供を行い、丙は情報の提供を受けたことを確認する。

（１）　乙の財産及び収支の状況

（２）　乙が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

（３）乙が主債務について甲に担保を提供していない事実

以上、本契約締結の証としてこの契約書を３通作成し、甲乙丙の記名押印のうえ、甲乙丙で各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　由布市庄内町柿原３０２番地

由布市長　　相馬　尊重

乙　　住所

氏名　　㊞

丙　　住所

氏名　　㊞